

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-127290

(P2004-127290A)

(43) 公開日 平成16年4月22日(2004.4.22)

(51) Int. Cl. <sup>7</sup>	F I	テーマコード (参考)
G06F 15/00	G06F 15/00 310D	5B085
G06F 15/00	G06F 15/00 330B	5J104
H04L 9/32	H04L 9/00 673A	

審査請求 有 請求項の数 15 O L (全 18 頁)

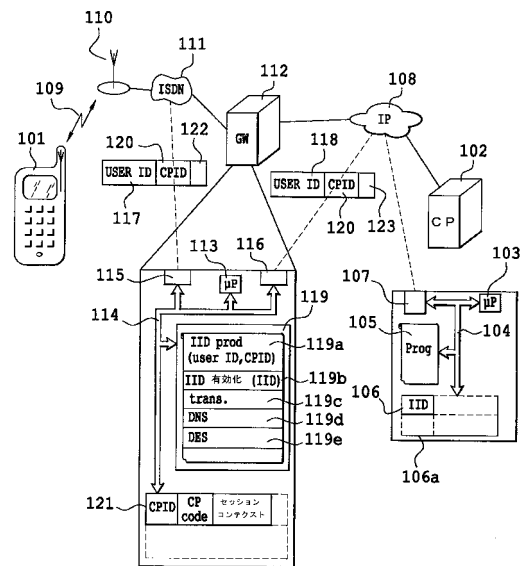
(21) 出願番号	特願2003-332294 (P2003-332294)	(71) 出願人	503347312
(22) 出願日	平成15年9月24日 (2003.9.24)		ソシエテ フランセーズ デュ ラディオ テレフォヌ
(31) 優先権主張番号	0211808		SOCIETE FRANCAISE D U RADIOTELEPHONE
(32) 優先日	平成14年9月24日 (2002.9.24)		フランス共和国, 92915 パリ ラ デファンス セデックス, プラス キャル ポー, 1, ツール セコイア
(33) 優先権主張国	フランス (FR)	(74) 代理人	100080447
			弁理士 太田 恵一
		(72) 発明者	ジャン-フィリップ, ヴァリー
			フランス共和国, 92340 ブール ラ レーヌ, リュ ドゥ ラ フォンテーヌ グルロ, 41, バティマン 4
		F ターム (参考)	5B085 AE01 AE09 5J104 AA07 KA01 KA04 NA05 PA07

(54) 【発明の名称】 データ通信ネットワークに接続するユーザーを分離する第一識別子の作成方法

(57) 【要約】

【課題】 ユーザーがアクセスプロバイダを介してコンテンツプロバイダにアクセスする際に、ユーザーのプライバシーを保護できるような、コンテキスト識別子の作成方法を提供する。

【解決手段】 第一のコンテキスト識別子は、テレマティクスネットワークと、アクセスプロバイダによってユーザーが自由に使える手段とを介してコンテンツプロバイダに接続するユーザーを分離し、アクセスプロバイダによる第二の識別子(117)は、ユーザーの識別を行い、アクセスプロバイダの手段が、第一のコンテキスト分離識別子を第二の識別子に結びつけるためのゲートウェイ(112)を有し、第一のコンテキスト分離識別子を作成するために、第一のコンテキスト分離識別子とユーザーとの間の結びつきを確保するための第一のフィールド(201)を有し、第一のコンテキスト分離識別子を作成するために、コンテンツプロバイダに応じて第一の識別子の可変性を確保するための第二のフィールド(202)を用い、第一と第二のフィールドがコード変換される。



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

テレマティクスネットワークと、アクセスプロバイダによってユーザーが自由に使える手段とを介してコンテンツプロバイダに接続するユーザーを分離する第一のコンテキスト識別子を作成する方法であり、ユーザーの識別はアクセスプロバイダによる第二の識別子で行われるものであって、

- ・アクセスプロバイダの手段が、第一のコンテキスト分離識別子を第二の識別子に結びつけるためのゲートウェイを有し、
- ・第一のコンテキスト分離識別子を作成するために、第一のコンテキスト分離識別子とユーザーとの間の結びつきを確保するための第一のフィールドを有し、
- ・第一のコンテキスト分離識別子を作成するために、コンテンツプロバイダに応じて第一の識別子の可変性を確保するための第二のフィールドが必要であり、
- ・第一と第二のフィールドがコード変換されることを特徴とする、作成方法。

10

## 【請求項 2】

第一のフィールドが第二の識別子を有することを特徴とする、請求項 1 に記載の方法。

## 【請求項 3】

ユーザーとアクセスプロバイダとの間に存在する契約によって、第二のフィールドの内容が決まることを特徴とする、請求項 1 または 2 のいずれか一つに記載の方法。

## 【請求項 4】

コンテキスト分離識別子の有効期間の管理が第二のフィールドの内容によって行われ、その内容は一定の頻度で変わり、その頻度がコンテキスト識別子の有効期間の頻度となることを特徴とする、請求項 1 から 3 のいずれか一つに記載の方法。

20

## 【請求項 5】

コンテキスト識別子の有効期間の管理がコード変換を実行するために用いられるキーによって行われ、そのコード変換は所定の頻度で変わり、その頻度がコンテキスト識別子の有効期間の頻度となることを特徴とする、請求項 1 から 3 のいずれか一つに記載の方法。

## 【請求項 6】

第一の識別子が、識別子の種類を含む第三のフィールドを有することを特徴とする、請求項 1 から 5 のいずれか一つに記載の方法。

## 【請求項 7】

第一の識別子が、アクセスプロバイダを識別するための第四のフィールドを有することを特徴とする、請求項 1 から 6 のいずれか一つに記載の方法。

30

## 【請求項 8】

第三及び第四のフィールドが暗号化されていないことを特徴とする、請求項 6 または 7 に記載の方法。

## 【請求項 9】

第一のフィールドが、ユーザーをアクセスプロバイダに結びつける契約の識別子を有することを特徴とする、請求項 1 から 8 のいずれか一つに記載の方法。

## 【請求項 10】

コンテキスト識別子が普遍的であり、また、同一のコンテキスト識別子により、ユーザーは同一のコンテンツプロバイダの様々なタイプのサーバーに接続できることを特徴とする、請求項 1 から 9 のいずれか一つに記載の方法。

40

## 【請求項 11】

第二のフィールドの内容が疑似乱数データであることを特徴とする、前記請求項 1 から 10 のいずれか一つに記載の方法。

## 【請求項 12】

疑似乱数データが日付であることを特徴とする、前記請求項 11 に記載の方法。

## 【請求項 13】

ゲートウェイに関しては、ランダムエレメントが、予め定められた期間において一定であることを特徴とする、請求項 11 に記載の方法。

50

**【請求項 14】**

第一と第二のフィールドをコード変換するための暗号化方法が、ブロックごとの対称的暗号化方法であることを特徴とする、請求項 1 から 13 のいずれか一つに記載の方法。

**【請求項 15】**

第一と第二のフィールドをコード変換するための暗号化方法が、ブロック連鎖を用いる対称的暗号化方法であることを特徴とする、請求項 1 から 13 のいずれか一つに記載の方法。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】**

10

**【0001】**

本発明が対象とするのは、テレマティクスネットワークに接続するユーザーを分離する第一の識別子を作成する方法である。

本発明の分野は、ユーザーがアクセスプロバイダを介してコンテンツプロバイダにアクセスすることに関する分野である。

本発明の分野は、特に、携帯電話ネットワークと、インターネット・タイプのネットワーク、音声、SMS、MMS、あるいはその他のマルチメディアまたはモノメディアのコンテンツ伝送媒体との間に存在するゲートウェイに関する分野である。

**【0002】**

本発明の一つの目的は、ユーザーのプライバシーを保護することである。

20

**【0003】**

本発明のもう一つの目的は、ネットワーク上のアクターが持つクライアントデータベースを保護し、行動分析活動を制限することである。

**【0004】**

本発明のもう一つの目的は、通信の秘密保持に寄与することである。

**【0005】**

本発明のもう一つの目的は、認可を受けた法人がユーザーを民事的に識別することができるようにすることである。

**【0006】**

本発明のもう一つの目的は、コンテンツプロバイダが、前記コンテンツプロバイダに接続するユーザーについて一つまたは複数のコンテキストを管理できるようにすることである。

30

**【背景技術】****【0007】**

現行技術においては、コンテンツプロバイダが、自らのサービスの一つにアクセスするユーザーを識別する手段は幾つも存在している。

それらの手段は、ユーザーがサービスにアクセスするのにどのようなメディアを用いるかによって左右される。

主に四つのアクセス・モードが区別されるが、それで全てが網羅されているわけではない。

40

第一のアクセス・モードは、インターネット・タイプのアクセスである。

インターネット・モードは、それ自体が、接続モードと非接続モードと呼ばれる、二つのサブ・モードに更に小分けされる。

接続インターネット・モードとは、HTTPまたはWTP (Wireless Transfer Protocol、すなわち、無線伝送プロトコル)タイプのプロトコルを用いる接続モードである。

例えばHTTPサーバーとは、例えばインターネットのネットワークを介して、HTTPプロトコルにより通信を行う機器である。

そのようなサーバーが、WEBサイトやWAP (つまり携帯電話に適合させたインターネットの)サイトのホストとなる。

50

また、SMTPタイプのプロトコルを介した非接続インターネット・アクセス・モードも存在するのであり、そのようなモードにおいて接続とは、実際には、メールタイプの電子メッセージを交換することにある。

【0008】

もう一つのアクセス・モードは、オペレーターによるアクセス・モードであり、それもまた二つのサブ・モードに小分けされる。

その場合、第一のサブ・アクセス・モードは、SMS (Short Message Service) またはMMS (Multimedia Message Service) タイプのプロトコルを介した、非接続型と呼べるようなアクセス・モードであり、該サブ・アクセス・モードは、全体として四つのアクセス・モードのうちの三つめのアクセス・モードを構成する。 10

第四のアクセス・モードは、音声モードとも呼ばれる、オペレーターによる接続モードであり、そのモードにおいては、ユーザーは音声サーバーに接続してアクセスする。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0009】

それら四つのアクセス・モードに関しては、単純なタイプの解決策があり、それは、サーバーに接続する際に、識別子とパスワードの入力を申し出るようなインターフェイスを実現するということである。

コンテンツプロバイダのサーバーに接続しているユーザーが携帯電話を介してそれを行う限りにおいて、ユーザーが識別子(すなわちログイン)とパスワードを入力するために使える手段は、電話のユーザー・インターフェイスによって限定されることになる。 20

識別子とパスワードが全て数字である場合には、記憶するのは困難で、当てるのは簡単である。

識別子とパスワードが英数字の場合には、ボタンが九つしかないキーパッドでそれらを入力するのは面倒である。

更に、この入力の手順はユーザーにとって余計な手間ということになり、その結果、大抵の場合、携帯電話のユーザーは、識別子とパスワードのタイプの接続インターフェイスを申し出るようなサイトに接続するのを思いとどまることになる。

【0010】 30

もう一つの解決法は、第一のタイプのサーバーの場合のもので、クッキーを利用することである。

クッキーというのは、ユーザーの機器に記録された小さなファイルである。

コンテンツプロバイダへの接続の際には、コンテンツプロバイダはそのクッキーにアクセスすることによりユーザーを識別することができる。

この解決法の問題は、電子的な方法などでクッキーを盗むことが可能だということにある。

それゆえに、クッキーを使うことは、セキュリティに対する高い要求とは両立できないことになる。

その場合のもう一つの問題は、クッキーは比較的評判が悪く、そのため、ユーザーがクッキーを削除したがるということである。 40

更に、ユーザーは、コンテンツプロバイダに接続するのに使用するアプリケーションやナビゲーターを、そのようなアプリケーションがクッキーを受け付けないように設定することができる。

そのような場合には、ユーザーはコンテンツプロバイダのサーバーに接続するのが不可能になる。

【0011】

第三と第四のアクセス・モードについては、大抵の場合、コンテンツプロバイダはサーバーにアクセスする人の電話番号を知ることができる。

それゆえ、コンテンツプロバイダは、その電話番号を介して人物を識別することができ 50

る。

これは、必然的にプライバシーを保護する上で問題となる。

実際、コンテンツプロバイダのサーバーに接続する際に、自分が物理的に識別されてしまうことを望まないというユーザーの希望は、まったく正当なのである。

実際、匿名で利益を得ることが可能でなければならない。

その場合には自分の番号を隠して接続を試みることも可能なのであるが、その場合には、サービスの料金を請求することが不可能であり、従って、有効な接続を行うことができない。

そういうわけで、現時点では、唯一の解決法は、そのコンテンツプロバイダに接続しないということである。

10

#### 【0012】

本文の説明において、また実際においても、コンテンツプロバイダにアクセスするということは、コンテンツプロバイダのサーバーに接続するというに等しい。

#### 【課題を解決するための手段】

#### 【0013】

本発明は、ユーザーがコンテンツプロバイダに提示する識別子を作成できるようにすることでこれらの問題を解決するのであって、この識別子とは、その識別子を作成した本人以外は、ユーザーを民事的に識別することができないようなものである。

そのような識別子により、ユーザーのプライバシーは確かに保護され、ユーザーを識別することを望み、かつ、識別子並びにその識別子が作成された日付を有している管理者が作成したリクエストを介して、そのような識別子によってユーザーを識別することが確かに可能である。

20

#### 【0014】

本発明による識別子は、それを作成するためのフィールドが少なくとも二つ必要である。

第一のフィールドはユーザーの識別子で、第二のフィールドは分離識別子の可変性の確保を可能にするフィールドである。

この可変性の確保は疑似乱数によって、あるいは、ユーザーが表明する意思によって行われる。

その場合、第一と第二のフィールドは組み合わせられて、コード変換され、それにより、第一のフィールドに誰もアクセスできないようにする。

30

アクセスプロバイダだけが、つまり、分離識別子を作成するエンティティだけが、その暗号を逆に辿る能力、したがって、ユーザーを民事的に識別する能力を有するのである。

本発明が追求する目的は、そのようにして確かに達成される。

#### 【0015】

そういうわけで、本発明が対象とするのは、テレマティクスネットワークと、アクセスプロバイダ(112)によってユーザーが自由に使える手段とを介してコンテンツプロバイダに接続するユーザーを分離する第一のコンテキスト識別子(118、200)を作成する方法であり、ユーザーの識別はアクセスプロバイダによる第二の識別子(117)で行われるものであって、

40

・アクセスプロバイダの手段が、第一のコンテキスト分離識別子を第二の識別子に結びつけるためのゲートウェイ(112)を有し、

・第一のコンテキスト分離識別子を作成するために、第一のコンテキスト分離識別子とユーザーとの間の結びつきを確保するための第一のフィールド(201)が少なくとも一つ必要であり、

・第一のコンテキスト分離識別子を作成するために、コンテンツプロバイダに応じて第一の識別子の可変性を確保するための第二のフィールド(202)が必要であり、

・第一と第二のフィールドがコード変換されること、を特徴としている。

#### 【0016】

50

すなわち、本発明の課題を解決するための手段は、次のとおりである。

第1に、テレマティクスネットワークと、アクセスプロバイダ(112)によってユーザーが自由に使える手段とを介してコンテンツプロバイダに接続するユーザーを分離する第一のコンテキスト識別子(118、200)を作成する方法であり、ユーザーの識別はアクセスプロバイダによる第二の識別子(117)で行われるものであって、

・アクセスプロバイダの手段が、第一のコンテキスト分離識別子を第二の識別子に結びつけるためのゲートウェイ(112)を有し、

・第一のコンテキスト分離識別子を作成するために、第一のコンテキスト分離識別子とユーザーとの間の結びつきを確保するための第一のフィールド(201)を有し、

・第一のコンテキスト分離識別子を作成するために、コンテンツプロバイダに応じて第一の識別子の可変性を確保するための第二のフィールド(202)が必要であり、

・第一と第二のフィールドがコード変換されることを特徴とする、作成方法。

第2に、第一のフィールドが第二の識別子を有することを特徴とする、上記第1に記載の方法。

第3に、ユーザーとアクセスプロバイダ(302 305)との間に存在する契約によって、第二のフィールドの内容が決まることを特徴とする、上記第1または第2のいずれか一つに記載の方法。

第4に、コンテキスト分離識別子の有効期間の管理が第二のフィールド(202)の内容によって行われ、その内容は一定の頻度で変わり、その頻度がコンテキスト識別子の有効期間の頻度となることを特徴とする、上記第1から第3のいずれか一つに記載の方法。

第5に、コンテキスト識別子の有効期間の管理がコード変換を実行するために用いられるキーによって行われ、そのコード変換は所定の頻度で変わり、その頻度がコンテキスト識別子の有効期間の頻度となることを特徴とする、上記第1から第3のいずれか一つに記載の方法。

第6に、第一の識別子が、識別子の種類を含む第三のフィールド(204)を有することを特徴とする、上記第1から第5のいずれか一つに記載の方法。

第7に、第一の識別子が、アクセスプロバイダを識別するための第四のフィールド(203)を有することを特徴とする、上記第1から第6のいずれか一つに記載の方法。

第8に、第三及び第四のフィールドが暗号化されていないことを特徴とする、上記第6または第7のいずれか一つに記載の方法。

第9に、第一のフィールドが、ユーザーをアクセスプロバイダに結びつける契約の識別子(205)を有することを特徴とする、上記第1から第8のいずれか一つに記載の方法。

第10に、コンテキスト識別子が普遍的であり、また、同一のコンテキスト識別子により、ユーザーは同一のコンテンツプロバイダの様々なタイプのサーバーに接続できることを特徴とする、上記第1から第9のいずれか一つに記載の方法。

第11に、第二のフィールドの内容が疑似乱数データ(303)であることを特徴とする、上記第1から第10のいずれか一つに記載の方法。

第12に、疑似乱数データが日付であることを特徴とする、上記第11に記載の方法。

第13に、ゲートウェイに関しては、ランダムエレメントが、予め定められた期間において一定であることを特徴とする、上記第11に記載の方法。

第14に、第一と第二のフィールドをコード変換するための暗号化方法が、ブロックごとの対称的暗号化方法であることを特徴とする、上記第1から第13のいずれか一つに記載の方法。

第15に、第一と第二のフィールドをコード変換するための暗号化方法が、ブロック連鎖を用いる対称的暗号化方法であることを特徴とする、上記第1から第13のいずれか一つに記載の方法。

【発明の効果】

【0017】

本発明の効果は、次のとおりである。

10

20

30

40

50

ユーザーのプライバシーを保護することができる。

ネットワーク上のアクターが持つクライアントデータベースを保護し、行動分析活動を制限することができる。

通信の秘密保持に寄与することができる。

認可を受けた法人がユーザーを民事的に識別することができるようにすることができる。

コンテンツプロバイダが、前記コンテンツプロバイダに接続するユーザーについて一つまたは複数のコンテキストを管理できるようにすることができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0018】

本発明は、以下の説明を読み、添付図面を検証することにより更によく理解されていく。

それら図面は、例示としてのみ示されるのであって、本発明を限定する趣旨のものでは全くない。

- ・ 図1は本発明の方法を実施するために有用な手段を示す概略図である。
- ・ 図2は本発明の分離識別子の構造の概略図である。
- ・ 図3は本発明の方法を実施する手順の概略図である。

【0019】

図1に示される通信機器101は、ユーザーがコンテンツプロバイダのサーバー102に接続するために用いるものである。

実際には、通信機器101は、種々様々なプロトコルによって通信を確立することができる携帯電話である。

これらのプロトコルの中でも、インターネット、音声そしてSMSプロトコルと互換性のあるプロトコルを挙げることができる。

言い換えれば、通信機器101は、例えば、携帯電話であり、WAPモードで、音声モードで、そして/またはSMSモードで通信を確立することができるものである。

【0020】

コンテンツプロバイダのサーバー102は、通信機器101について既に挙げたプロトコルの少なくとも一つにより通信することができるものである。

コンテンツプロバイダのサーバー102が有するマイクロプロセッサ103は、サーバー102の内部のバス104に接続されている。

バス104によって、マイクロプロセッサをプログラム・メモリー105と、ユーザー・メモリー106、そしてインターフェイス回路107と、例えばインターネット108によって接続できる。

【0021】

プログラム・メモリー105が有するインストラクション・コードは、様々な機能を実行する際にマイクロプロセッサを制御するものである。

特にプログラム・メモリー105は、既に挙げたプロトコルの少なくとも一つを利用するためのインストラクション・コードを有する。

【0022】

ユーザー・メモリー106は、例えば、データベースに関するものである。

そのため、ユーザー・メモリー106は、少なくともユーザーがコンテンツプロバイダのサーバー102に接続する可能性のあるだけの数、または、既に接続されているだけの数の行を有する表として記載されている。

各行は、ある数のフィールドを有する。

列106aは、ユーザーを識別するフィールドに対応している。

そこに関わるのが本発明の識別子である。

コンテンツプロバイダのサーバー102がリクエストを受信する際には、そのリクエストがこの識別子を有する。

これによってコンテンツプロバイダのサーバー102は、ユーザーを識別することがで

10

20

30

40

50

き、例えばそのユーザーの好みを特定することができる。

そのような好みの集合をコンテキストという。

一つのコンテキストが有する様々な情報により、ユーザーは、ユーザーが接続したサーバーが提示する外観および/またはコンテンツ、情報を自分の好みにあったものにするることができる。

【0023】

本例において、ユーザー・メモリー106は、コンテンツプロバイダのサーバー102の中に含まれている。

実際には、このデータベースに関するユーザー・メモリー106のホストになるのは、コンテンツプロバイダのサーバー102が接続して前記データベースのコンテンツにアクセスすることのできる他のサーバーでもよい。

【0024】

ユーザーが通信機器101を使ってコンテンツプロバイダのサーバー102に接続する際には、携帯電話である通信機器101が基地局110との間に無線接続109を確立する。

基地局110は、それ自体が、例えばISDNネットワーク111を介して、例えば携帯電話である通信機器101のユーザーが加入しているアクセスプロバイダのゲートウェイ112に接続されている。

ISDNネットワーク111は、実際には、交換電話ネットワークの全部または一部である。

実際上は、ISDNネットワーク111は、基地局をアクセスプロバイダのゲートウェイ112に接続することのできる技術的解決法であれば何でもよい。

アクセスプロバイダは、例えば携帯電話のオペレーターである。

【0025】

コンテンツプロバイダは、例えば、インターネット・ポータルという名でも知られているインターネットへのアクセス・ゲートウェイであり、天気予報の音声サーバーであり、標準SMSサーバーである。

【0026】

アクセスプロバイダのゲートウェイ112が有するマイクロプロセッサ113は、バス114に接続されている。

このバス114には、ISDNネットワーク111とのインターフェイス回路115および、インターネット108とのインターフェイス回路116も接続されている。

それゆえ、アクセスプロバイダのゲートウェイ112はISDNネットワーク111とインターネット108との間のゲートウェイである。

【0027】

ISDNネットワーク111においては、通信機器101と、その機器のユーザーの識別は、ユーザーの識別子117によって行われる。

インターネット108においては、通信機器101のユーザーの識別は、分離識別子118によって行われる。

アクセスプロバイダのゲートウェイ112の役割は、ユーザーの識別子117と分離識別子118との間の連絡を確立することである。

アクセスプロバイダのゲートウェイ112のもう一つの役割は、従来のように、ISDNネットワーク111で使用されているプロトコルとインターネット108で使用されているプロトコルとの間でプロトコルの変換を確実に行うことである。

ユーザーの識別子117は、例えば、通信機器101のユーザーの電話番号である。

このような識別子117は、公開の識別子であり、それにより、誰でも、その識別子117と物理的な人物とを結びつけられるようなものである。

そのような公開の識別子は、例えば、電話番号、Eメール・アドレス、公開インターネット・アドレス等である。

本発明の目的の一つは、コンテンツプロバイダが、コンテンツプロバイダのサーバー1

10

20

30

40

50



02に接続する人物を物理的に、すなわち民事的に、識別できないようにすることである。

【0028】

アクセスプロバイダのゲートウェイ112は、プログラム・メモリー119を有している。

プログラム・メモリー119が有する様々な区域は、マイクロプロセッサ113が実行するタスクにそれぞれ対応するようなインストラクション・コードを有している。

【0029】

プログラム・メモリー119の区域の中で、はっきりと区別できる区域a119aはインストラクション・コードを有している。

該インストラクション・コードは、分離識別子118の作成に対応しているのであるが、この作成は、アクセスプロバイダのゲートウェイ112、つまり、実際にはマイクロプロセッサ113によって、少なくともユーザーの識別子117に基づき、そしてより望ましい実施形態においてはコンテンツプロバイダの識別子120に基づいて行われる。

【0030】

区域b119bが有するインストラクション・コードにより、アクセスプロバイダのゲートウェイ112がコンテンツプロバイダのサーバー102からのリクエストを受信したときに、アクセスプロバイダのゲートウェイ112は分離識別子118を有効化することができる。

区域c119cが有するインストラクション・コードにより、アクセスプロバイダのゲートウェイ112は分離識別子118に基づいてユーザーを識別することができる。

それは、例えばコンテンツプロバイダのサーバー102の応答を通信機器101に伝送するために用いられるものである。

メモリーの区域d119dが有するインストラクション・コードにより、コンテンツプロバイダの識別子120に基づいて識別子の修正子を決定することができる。

区域e119eが有するインストラクション・コードにより、暗号化を行うことができる。

できれば、それは対称暗号化であることが望ましい。

【0031】

アクセスプロバイダのゲートウェイ112が有するメモリー121により、コンテンツプロバイダの識別子を、そのコンテンツプロバイダのコードと、作成すべき分離識別子の種類とに結びつけることができる。

【0032】

図2は、本発明の分離識別子について考えられる構造である。図2が示す分離識別子200には四つのフィールドが必要である。以下の説明では、「有する」という動詞を、フィールドを識別子に結びつけるために使う。しかしながら、それは必ずしもただ単に数値を並置するというのではない。それらの数値もまた、アクセスプロバイダが行う可逆的方法に従って組み合わせることが可能である。

【0033】

第一のフィールド201は、ネットワーク111上で通信機器101のユーザーを識別する識別子117に対応するものである。フィールド201により、アクセスプロバイダはユーザーを民事的に識別することが可能になる。例えば携帯電話のオペレーターの場合、フィールド201は携帯電話の番号の有効な数字を有するが、場合によっては、電話番号をユーザーに関連づけることを可能にするような契約の識別子205のこともある。契約番号を使用しないことは可能であるが、電話番号が別のユーザーに帰属している場合には、混乱を招く恐れがある。この契約番号は、電話番号を別のユーザーに新しく帰属させる場合に役に立つ。そのような契約番号は、例えば、電話通信番号の割当て数を数えるためのものである。第二のフィールド202は、ユーザーの要望や、コンテンツプロバイダのコードに応じて分離識別子200を変化させる手段に対応している。フィールド202と201は組み合わせられ、そして/または区域e119eのインストラクション・コード

10

20

30

40

50

を用いてコード変換される。コード変換は、できれば、対称的暗号化であることが望ましい。コード変換は表に基づいて、あるいは一連の数に基づいて、ハッシュ関数に基づいて置換することによって行ってもよい。次に、暗号化の例を用いるが、可逆的なコード変換ならどんなタイプのものでよい。その場合、分離識別子は、この組み合わせ - コード変換の結果であり、即ちアクセスプロバイダ以外の誰かには理解不能の一連のビットである。ここで理解不能というのは、民事的識別に関連づけるのが不可能という意味である。

#### 【0034】

一つの変形例として、分離識別子200は、識別子を作成したアクセスプロバイダの識別を可能にするフィールド203や、例えば、分離識別子200についてのバージョン及び/または種類のコード化を可能にするフィールド204を有する。

10

分離識別子200は、アクセスプロバイダのゲートウェイ112とコンテンツプロバイダのサーバー102が通信する際の分離識別子118として用いられる。

コンテンツプロバイダのサーバー102のユーザー・メモリー106の列106aの中に記録されているのは、分離識別子118である。

この変形例においては、その場合、分離識別子118は、フィールド203、204そして前の段落で述べた組み合わせ - コード変換の結果の並置である。

そういうわけで、コンテンツプロバイダによりコード変換されているために理解不能な部分が一部あり、コード変換されていないために理解可能な部分が一部ある。

#### 【0035】

図3は、本発明の方法を実施する手順を示している。

20

#### 【0036】

図3における、手順301においては、携帯電話である通信機器101が、コンテンツプロバイダのサーバー102に宛ててリクエストを送信している。

このリクエストが有するのは、ユーザーの識別子117、コンテンツプロバイダの識別子120および、リクエストそのものを有しているフィールド122である。

そのようなリクエストは、例えば、HTTPプロトコルによって規定されるようなフォーマットでのGETリクエスト等である。

通信機器101が携帯電話であるので、この場合においては、プロトコルはWTPが使われていることに注目すべきである。

手順301で作成され送信されたリクエストは、手順302でアクセスプロバイダのゲートウェイ112が受信する。

30

手順302でマイクロプロセッサ113は、リクエストからコンテンツプロバイダの識別子120を抽出する。

そして、該マイクロプロセッサ113は、このコンテンツプロバイダの識別子を探すため、メモリー121の表を検索する。

コンテンツプロバイダの識別子が見つかり、マイクロプロセッサ113は、このコンテンツプロバイダのコードと識別子の種類とを決定することができるようになる。

コンテンツプロバイダの識別子がメモリー121の表の中に見つからない場合には、マイクロプロセッサ113はデフォルトによる動作を適用する。

本例では、デフォルトによる動作は、セッションの分離識別子を作成することであると認められる。

40

#### 【0037】

一例としては、コンテンツプロバイダの識別子120は、IPv4のフォーマットでのアドレスであることが望ましい。

それはまた、音声サーバーの電話番号であったり、SMSであったりしてもよい。

それはまた、IPv6のフォーマットでのアドレスであってもよいし、あるいは、URLやEメールアドレスであってもよい。

#### 【0038】

コンテンツプロバイダの識別子120が、メモリー121の表の中でセッションの分離識別子の種類に対応する場合は、セッションの分離識別子を作成する手順303に移る。

50

そうでない場合は、コンテキストの分離識別子を作成する手順 304 に移る。

【0039】

分離識別子の種類が、セッションの分離識別子であろうと、あるいは、コンテキストの分離識別子であろうと、どちらも構造は同一のものであり、それは、図 2 について説明されている構造である。

セッションの分離識別子とコンテキストの分離識別子との差は、第 2 フィールド 202 の内容である。

セッションの分離識別子の場合には、第 2 フィールド 202 は疑似乱数データを有する。

該疑似乱数データは、例えば 1970 年 1 月 1 日 0 時 00 分から経過した秒数等である。

該疑似乱数データは、例えばそのランダムエレメントが作成された時間によって起動された疑似乱数発生器が発生させた、どんな数であってもよい。

一般的には、疑似乱数データは、偶然に左右される数字である。

【0040】

手順 304 において、第 2 フィールド 202 は、手順 302 でメモリー 121 に読み込まれるコンテンツプロバイダのコードに対応している。

【0041】

フィールド 204 により、例えば、識別子の種類をコード化することが可能になる。

それゆえ、フィールド 204 は、識別子がセッションの分離識別子である場合には、ある一つの数値を有し、それがコンテキストの分離識別子である場合には、もう一つの別の数値を有する。

フィールド 202 の値が決定された時、マイクロプロセッサ 113 は、本発明による分離識別子を作成することができる。

マイクロプロセッサ 113 は、フィールド 202 とフィールド 201 から成るフィールドの集合を暗号化する。

つぎにマイクロプロセッサ 113 は、暗号化の結果をアクセスプロバイダのゲートウェイ 112 を管理するオペレーターの識別子のフィールド 203 と分離識別子の種類のフィールド 204 とに結びつける。

このようにして分離識別子 118 が得られる。

分離識別子のサイズはユーザーの識別子 117 のサイズと異なってもよいことを指摘しておく。

フィールド 203 と 204 はオプションとして選択可能であることも指摘しておく。

【0042】

ひとたび分離識別子 118 が作成されると、コンテンツプロバイダのサーバー 102 に宛てたリクエストを作成して送信する手順 305 に移る。

手順 305 で作成されるリクエストは、分離識別子 118 と、コンテンツプロバイダの識別子のフィールド 120 とリクエストのフィールド 123 とを有している。

実際には、フィールド 120 と 123 は、フィールド 120 と 122 と同じである。

本例では、手順 305 で作成されるリクエストは HTTP フォーマットのものである。

その場合には、フィールド 120 は宛て先の IP アドレスである。

実際には、手順 305 でアクセスプロバイダのゲートウェイ 112 が作成するリクエストの（音声、SMS、IP 等の）フォーマットは、携帯電話である通信機器 101 のユーザーが接続しようとするサーバーと互換可能なものである。

【0043】

分離識別子 118 のフィールドは、図 2 に関して説明したフォーマットでのフィールドである。

そういうわけで、分離識別子 118 が有するのは、分離識別子を作成したオペレータを識別するフィールドと、それがセッションについてのものかそれともコンテキストについてのものかに応じて分離識別子の種類をコード化することのできるフィールドと、暗号

10

20

30

40

50

化されたフィールドである。

暗号化されたフィールドは、ひとたび暗号が解かれると、二つのフィールドを有する。

これら二つのフィールドは、第1フィールド201と第2フィールド202に対応している。

コンテンツプロバイダは暗号を解くことが不可能であり、したがって、フィールド201と202にアクセスすることが不可能である。

#### 【0044】

リクエストを送信した後、手順305で送信されたリクエストをコンテンツプロバイダのサーバー102で受信する手順306に移る。

それゆえ、手順306でコンテンツプロバイダのサーバー102は、分離識別子118と123のフィールドにアクセスすることができる。

分離識別子118によりコンテンツプロバイダのサーバー102は、ユーザー・メモリー106の表を参照してサーバー102に接続するユーザーについての一定数の情報を検索することができる。

実際には、セッションの分離識別子に関する場合にはユーザーについての情報をユーザー・メモリー106の表が有する公算は低い。

事実、セッションの分離識別子はセッション毎に変化するものであり、同一のユーザーが同じセッションの分離識別子でコンテンツプロバイダのサーバー102に二度接続することはない。

本説明に関しては、セッションとは、例えば15分に限定された一時的な継続時間を意味する。

セッションの継続時間が簡単に測定可能なのは、本発明によるセッション分離識別子が、例えば、作成または期限の日付の情報を有しているからである。

#### 【0045】

コンテキストの分離識別子の有効期間は、もっとずっと長く、例えば六ヵ月から十八ヵ月、それどころか、もっと長くなることもある。

コンテキストの分離識別子の有効期間の管理は、例えば、暗号化するのに用いられるキーによって行うが、その暗号化はコンテキストの分離識別子の有効期間の頻度で変化するものである。

コンテキストの識別子の有効期間はまた、コンテキストの識別子の有効期間の頻度を変える第2フィールド202のコンテンツによって管理してもよい。

フィールド204を用いる変形例においては、コンテキスト分離識別子は、したがって、フィールド204によって種類づけされ、かつ、作成日付を含んでいる。

コンテキスト分離識別子は、その場合、例えば月または年で表された有効期間を含む。

#### 【0046】

有効期間とその管理の仕方とをどう選ぶかは、アクセスプロバイダのゲートウェイ112の責任を負うエンティティに帰するものである。

有効期間が保証されているという事実により、コンテンツプロバイダは、これもまたコンテキストと呼ばれる情報をその分離識別子に結びつけることができる。

#### 【0047】

手順306で取りうる行動のうちで、コンテンツプロバイダのサーバー102は、分離識別子118に基づいて、アクセスプロバイダのゲートウェイ112に向けてサービスのリクエストを作成し送信することができるが、それが手順307であって、ユーザー・メモリー106の表の中に情報を記録することができるのが手順308で、そして、携帯電話である通信機器101のユーザーのリクエストへの応答を作成し送信することができるのが手順309である。

#### 【0048】

手順305で送信されたリクエストへの応答をコンテンツプロバイダのサーバー102が作成する場合には、応答フォーマットが構成されるが、それは、ユーザーを識別する分離識別子118のフィールドと、その応答を実行するコンテンツプロバイダのサーバーの

10

20

30

40

50

識別子 1 2 0 を有するフィールドと、その場合のそのリクエストへの応答を有するフィールド 1 2 3 とを有するものである。

この応答は、アクセスプロバイダのゲートウェイ 1 1 2 に宛てられる。

手順 3 1 0 においては、アクセスプロバイダのゲートウェイ 1 1 2 は手順 3 0 1 で送信されたリクエストへの応答を受信する。

そこでアクセスプロバイダのゲートウェイ 1 1 2 は、分離識別子 1 1 8 とユーザーの識別子 1 1 7 との間のコード変換を行い、それにより、携帯電話である通信機器 1 0 1 にコンテンツプロバイダのサーバーからの応答を伝送する。

そこで手順 3 1 1 に移り、手順 3 0 1 で送信したリクエストへの応答を通信機器 1 0 1 によって受信する。

10

#### 【 0 0 4 9 】

手順 3 1 0 では、識別子のコード変換と共に識別子の有効性の検証を行ってもよい。

この検証は、例えば、分離識別子 1 1 8 の暗号化された部分の暗号を解き、そうして第 2 フィールド 2 0 2 の値を回収した後に行われる。

その場合の有効化は、識別子の種類で決まる。

それがセッションの分離識別子である場合には、第 2 フィールド 2 0 2 はある日付に対応している。

そこで、その日付を、応答が受信された日付と比較する。

それら二つの日付の差が予め定められた期限、例えば 1 5 分を越えている場合には、そのリクエストは無効とされ、通信機器 1 0 1 に再伝送されることはない。

20

#### 【 0 0 5 0 】

それがコンテキストの分離識別子である場合には、第 2 フィールド 2 0 2 の内容を、メモリー 1 2 1 の表の中のコンテンツプロバイダの識別子 1 2 0 に対応する行について、コードのフィールドの内容と比較する。

一致すればそのリクエストは有効であり、そうでなければ、そのリクエストは拒絶される

#### 【 0 0 5 1 】

手順 3 0 7 においては、コンテンツプロバイダのサーバー 1 0 2 がアクセスプロバイダのゲートウェイ 1 1 2 宛てのサービス・リクエストを送信する。

このリクエストは、ユーザーの分離識別子と、コンテンツプロバイダの識別子と、リクエストのフィールドとを有している。

30

そのようなリクエストは、例えば、ユーザーの識別依頼、ユーザーの所在地特定の依頼、加入者/ユーザーへのメッセージの送信依頼、あるいは、そのユーザーがコンテンツプロバイダのサーバー 1 0 2 に接続するために用いる機器の種類についての情報の依頼に関するものであってよい。これら列挙したものは、すべてを網羅しているわけではない。

アクセスプロバイダのゲートウェイ 1 1 2 は、手順 3 1 2 で、サービスを依頼するリクエストを受信する。

手順 3 1 2 では、アクセスプロバイダのゲートウェイ 1 1 2 はまずその分離識別子の有効性を検証する。

この検証は、前述の通りに行われる。

40

その識別子が有効でないなら、終わりの手順 3 1 9 に移り、アクセスプロバイダのゲートウェイ 1 1 2 は、そのサービス・リクエストを実行に移したりはしないが、そうでなければ、サービス・リクエストに応える手順 3 1 4 に移る。

#### 【 0 0 5 2 】

本発明の変形例の一つにおいては、メモリー 1 2 1 の表は、さらに、各コンテンツプロバイダに関して、コンテンツプロバイダが要求しうるサービスのリストを有している。

手順 3 1 3 においては、アクセスプロバイダのゲートウェイ 1 1 2 は、その場合、リクエストを送信するコンテンツプロバイダが確かにそのリクエストを送信する権利があるのか、つまりそのサービスを要求する権利があるのかを検証する。

もしそうなら、アクセスプロバイダのゲートウェイ 1 1 2 は、そのサービス・リクエス

50

トへの応答を作成し、応答をコンテンツプロバイダのサーバー 102 に伝送する。

そうでなければ、そのサービス・リクエストへの応答はない。

【0053】

手順 314 では、コンテンツプロバイダのサーバー 102 は、そのサービス・リクエストへの応答を受信する。

この応答により、コンテンツプロバイダのサーバー 102 は、ユーザー・メモリー 106 の表を更新したり、あるいは、手順 309 の応答を作成したりすることができる。

実際には、手順 301 で発信されたリクエストは、ユーザーのいる場所に近いレストランのリストを知りたいというリクエストであったということが想定できる。

その場合には、コンテンツプロバイダのサーバー 102 は、そのユーザーの位置を知る必要があり、それゆえ、コンテンツプロバイダのサーバー 102 は、アクセスプロバイダのゲートウェイ 112 に向けて、位置特定依頼を発信することになる。 10

位置特定の応答により、コンテンツプロバイダのサーバー 102 は、通信機器 101 のユーザーに相応しい応答を送ることができる。

【0054】

本発明による識別子により、コンテンツプロバイダのサーバー 102 は、手順 315 で、新しく入ってくるリクエストを通信機器 101 宛てに送信することもできる。

この新しく入ってくるリクエストを、その時、手順 316 で受信するのがアクセスプロバイダのゲートウェイ 112 である。

この新しく入ってくるリクエストを、分離識別子 118 の検証作業に掛ける。 20

この検証作業は、手順 310 と 312 と 313 に関して説明した検証と同じものである。

つまり、フィールド 120 によって識別されたコンテンツプロバイダは新しく入ってくるリクエストを送信する資格がなければならず、更に、分離識別子 118 が有効でなければならぬ。

識別子が有効でない場合には、終わりの手順 319 に移るが、そこではコンテンツプロバイダのサーバー 102 が送信した新しく入ってきたリクエストには一切、応えない。

【0055】

手順 315 で送信された新しく入ってきたリクエストが有効であることが手順 316 で明らかになった場合には、アクセスプロバイダのゲートウェイ 112 が分離識別子 118 をユーザーの識別子 117 に向けてコード変換し、コード変換された新しく入ってきたリクエストを携帯電話である通信機器 101 に伝送する。 30

手順 317 では、携帯電話である通信機器 101 が、その新しく入ってきたリクエストを受信して処理する。

そのような新しく入ってきたリクエストは、例えば、通信機器 101 の中のデータベースの更新であったりする。

そのようなデータベースは、例えば、通信機器 101 のユーザーが維持したいと願っている連絡先に関するものであってもよいし、あるいは、通信機器 101 が接続して様々なサービスにアクセスすることができるサーバーのリストに関するものであってもよい。

【0056】

第 1 フィールド 201 と第 2 フィールド 202 を暗号化するために用いられる暗号化アルゴリズムは、できれば、DES または 3DES であることが望ましい。

それは、ブロック暗号化バージョンでも、あるいは、ブロック連鎖による暗号化バージョンのもでもよい。 40

ブロック連鎖による暗号化を行うバージョンにより、分離識別子 200 の暗号化された部分のすべては、可変性の第 2 フィールド 202 のおかげで、確実に異なったものにすることができる。

本発明の幾つかの変形例においては、例えば AES (Advanced Encryption Standard) のような他の暗号化アルゴリズムを用いてもよい。

【0057】

本発明および、本発明によって規定されるコンテキストの分離識別子の利点の一つは、ユーザー用に、コンテンツプロバイダごとに異なるコンテキスト識別子を持つということである。

従って、あるコンテンツプロバイダが、識別子で識別されたあるユーザーの私生活の情報がもっとよく分かるように、他のコンテンツプロバイダのデータベースと、自分のデータベースとを突き合わせてチェックするということができないようになっている。

コンテンツプロバイダは、ユーザーの民事的身元についても、同一のユーザーが常に同一の分離識別子で接続するかどうかについても、何の確証も持っていないのだから、コンテンツプロバイダがアクセスプロバイダのデータベースを盗用することも不可能である。

そういうわけで、そのようにして、ユーザーのプライバシーは最大限の保護が得られることになる。 10

【0058】

一つの識別子に基づいて、識別子を作成したオペレーターだけが、アクセスプロバイダの協力を得て、物理的なユーザーまで逆上っていくことが可能なのだから、法的な要請も満足させることができる。

【0059】

あるユーザーが、常にセッション識別子を使用して接続することを選ぶのも可能である。

この場合、時間的に適度な間を置いた二つの接続については、そのような選択を行ったユーザーは二つの異なる分離識別子を提示して同一のサイトに接続することになる。 20

その場合、コンテンツプロバイダには、それが同一のユーザーで接続を二回行ったのだということをつきとめる手段は全くないことになる。

【0060】

あるユーザーが、コンテキスト識別子を用いるということを選択することも可能である。

その場合は、アクセスプロバイダのゲートウェイ112が、その選択を行ったユーザーの接続に際して、コンテキストの分離識別子を作成することになる。

その場合、コンテンツプロバイダは、コンテキストの分離識別子に関連づけることのできる情報に応じて、その応答を適応させることができることになる。

【0061】

このユーザーの選択は、アクセスプロバイダのゲートウェイ112において、識別子117のようなユーザーの識別子を、ユーザーの選択に結びつける表を介して管理される。 30

【0062】

本発明は、インターネットアクセスプロバイダ(略してISP)を介してコンテンツプロバイダへと、パソコンを使って接続するユーザーを想定する場合にも、完全に転換可能である。

その場合には、パソコンをゲートウェイに接続するモードは(GSM, UMTS等の)電波によるもの、(交換電話ネットワーク等の)有線のもの、あるいはその他のものがある。

【0063】

そういうわけで、本発明には、分離識別子を管理するエンティティが、そのような分離識別子を蓄積しなくともよいようにできるという利点がある。 40

事実、そのような識別子の計算は、その計算の時点でアクセスできるデータに基づいて行われるので、それらを蓄積する必要はない。

【0064】

結局のところ、本発明の分離識別子は、インターネットのネットワーク上で用いられる何らかのプロトコルのフレームにおけるのと同様に、電話通信の規準のNDSフィールドにおいても搬送されていく。それゆえ、本発明の分離識別子は普遍的であり、それにより、中でも、同一のコンテンツプロバイダの様々な異なるタイプのサーバーに、同一のコンテキスト分離識別子を用いてユーザーが接続することができるようになる。それにより、 50

コンテンツプロバイダのタスクが大いに単純化され、コンテンツプロバイダはサーバーのタイプに関わらずコンテキストの管理を統一して行うことができる。

【図面の簡単な説明】

【0065】

【図1】本発明の方法を実施するために有用な手段を示す概略図

【図2】本発明の分離識別子の構造の概略図

【図3】本発明の方法を実施する手順の概略図

【符号の説明】

【0066】

101	通信機器	10
102	コンテンツプロバイダのサーバー	
103	マイクロプロセッサ	
104	バス	
105	プログラム・メモリー	
106	ユーザー・メモリー	
107	インターフェイス回路	
108	インターネット	
109	無線接続	
110	基地局	
111	ISDNネットワーク	20
112	アクセスプロバイダのゲートウェイ	
113	マイクロプロセッサ	
114	バス	
115	インターフェイス回路	
116	インターフェイス回路	
117	ユーザーの識別子	
118	分離識別子	
119	プログラム・メモリー	
119 a	区域 a	
119 b	区域 b	30
119 c	区域 c	
119 d	区域 d	
119 e	区域 e	
120	コンテンツプロバイダの識別子	
121	メモリー	
200	分離識別子	





フロントページの続き

【要約の続き】

【選択図】図1